

ロンドン条約1996年議定書2009年改正

(正式名称: 千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の千九百九十六年の議定書の二千九年の改正)



背景

- ロンドン条約1996年議定書は、廃棄物等の海洋への投棄を原則として禁止(※)。また、海洋投棄を検討できる廃棄物等についても、第6条で、それらの輸出を禁止。
(※) 二酸化炭素を含んだガスについては、海底下の地層への処分である場合等は、一定の条件の下で投棄を検討することができる。
- 二酸化炭素の海底下地層貯留の実用化が進み、海外における二酸化炭素回収・貯留(CCS)事業のために二酸化炭素を含んだガスを輸出するニーズの高まりを受け、2009年、海底下の地層への処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出を一定の条件下で行うことができるとする改正が採択された(※※)。
(※※) 本改正は2024年1月時点で11か国が受諾。未発効であるが、2019年に暫定的適用を可能とする締約国会議決定が採択され、以後、英・韓・ノルウェー等8か国が暫定的適用を宣言。

ロンドン条約

- 1972年ロンドンで採択、1975年発効。我が国は1980年締結。
- 締約国: 87か国
- 水銀、カドミウム、高レベルの放射性廃棄物などの廃棄物等を限定列举し、海洋における投棄を禁止。

ロンドン条約1996年議定書

- 1996年ロンドンで採択、2006年発効。我が国は2007年締結。
- 締約国: 54か国
- 世界的な海洋環境保護の必要性への認識の高まりを受け、ロンドン条約による海洋汚染の防止措置を更に強化するために作成。廃棄物の海洋投棄及び洋上焼却を原則として禁止。

主な内容

- 今次改正は、議定書第6条の例外として、輸出国と受入国が協定を締結し、又は取決めを行っていることを条件として、海底下の地層への処分のため二酸化炭素を含んだガスの輸出を行うことができること等について定める(締約国が、非締約国に対して輸出する場合も含む。)。
- 当該協定又は当該取決めには、次の事項を含めることとされている。
 - ① 輸出国と受入国の間の許可を与える責任の確認及び配分。
 - ② 非締約国へ輸出を行う場合、本改正後の議定書上の義務に反しないことを確保するための、議定書と同等の規定。

受諾の意義

- CCSは、脱炭素化のための重要な手段の一つであり、海外においても既に貯留先としての潜在的な可能性が明らかとなっている地域があることから、日本国内での貯留のみならず、輸出を通じた他国での貯留は、有用な選択肢である。
- 今次改正の受諾は、海底下の地層への処分のための二酸化炭素を含んだガスの輸出を一定の条件の下で行うことができるようにするものであり、我が国の気候変動対策の推進の見地から有意義である。

海外におけるCCS事業のイメージ

